

第3回「ビワコプロダクツ」募集要項

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、県内の企業・団体（以下「企業等」という。）の水環境保全に係る優れた技術やコンセプトに裏打ちされた製品・サービスを「ビワコプロダクツ」として選定し、広く周知を行うことにより、当該製品・サービスの開発や国内外への展開等を促進するものです。

選定された「ビワコプロダクツ」に対しては、県ホームページにおいて発信するほか、プロモーション活動において活用いただくビワコプロダクツラベルやブランドストーリー紹介資料を提供するなどの支援を行います。

このたび、第3回の「ビワコプロダクツ」を募集します。事業の詳細は実施要領をご確認ください。

(2) 実施主体

本事業は滋賀県および「マザーレイクゴールズに向けたビワコプロダクツ」プロジェクト推進委員会により行います。

(3) ビワコプロダクツへの支援

ビワコプロダクツとして選定された製品またはサービスに対して、次のような支援を行います。

- ア ビワコプロダクツ選定証を発行
- イ ビワコプロダクツラベルやブランドストーリー紹介資料の提供
- ウ 県ホームページその他の広報媒体での発信
- エ 県有施設における展示
- オ その他必要な事項

2 申請者の要件

次の（1）から（3）に掲げる要件をすべて満たしているものが選定対象となります。

(1) 申請者に関する要件

- ア 滋賀県内に事務所または事業所を有する企業等または当該企業等を含む事業体であること。なお、事業体として申請する場合は、申請対象の製品またはサービスを主体的に企画・開発した企業等を申請者としてください。
- イ 申請する企業等（事業体として申請する場合は、当該事業体を構成する1以上の企業等）が、しが水環境ビジネス推進フォーラムに登録していること。
- ウ 都道府県税、消費税及び地方消費税等の未納がないこと。

(2) ビワコプロダクツに関する要件

- ア 水環境技術や水環境に関するコンセプトを打ち出したビジネスにかかる製品・サービスであること。

- イ 申請する企業等が主体的に企画・開発した製品・サービスであること。
- ウ 申請時点で販売可能または実施可能な製品・サービスであること。
- エ 第三者の特許・意匠等の権利を侵害していないこと。

(3) 品質等に関する要件（主に製品関係）

製品・サービスの品質や性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、または社会通念上妥当な使用条件において問題のある製品については選定しません。

ア 原材料

- ・製品または製造過程において、持続可能な原材料の選定や製造方法に配慮していること。

イ 構造

- ・人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと。
- ・社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと。
- ・大量生産する場合にも生産品質が安定していること。

ウ 表記

- ・法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドラインに準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと。

エ 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・当該製品に関連する法規（※）および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認すること。

※関連法規（例）

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、日本工業規格（JIS法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、薬事法等

オ 生産物賠償責任等

- ・申請する企業等が一切の責任を負うこと。

(4) その他

- ア 1回の募集につき、1社2つまで製品・サービスの申請を受け付けます。過去に「ビワコプロダクツ」の選定を受けている企業等も申請が可能です。
- イ サイズ違いやカラーバリエーション、シリーズ展開がある製品・サービスについては、原則用途や目的が同一のものを1つの製品・サービスとみなします。判断に迷われる場合は事務局あてご相談ください。
- ウ 「ビワコプロダクツ」としての表示期間（ラベルの使用期間）を3年以内の期間で設定してください。期間後の更新について、詳細は県からお知らせします。
- エ 選定されたことに起因してトラブル等が生じた場合、県は責任を負いません。

3 申請方法

(1) 提出書類一覧

- ア 応募申請書（様式第1号）

- イ 申請者の要件に係る誓約書（様式第2号）
- ウ 誓約書（滋賀県暴力団排除条例等に関する誓約書）（別紙1）
- エ 会社案内
- オ 製品パンフレット、カタログ等（コピー可）
- カ 申請する製品・サービスの概要がわかる資料
（例）製品の写真、活動状況がわかる資料 など
- キ その他補足資料 ※ 任意
（例）メディア紹介事例、特許登録リストのコピー など

（2）提出方法

次のアまたはイにより申請書および添付資料を7（1）に記す事務局あて提出してください。提出された書類等は返却しませんのでご承知おきください。

ア 紙媒体で提出する場合

正本1部を、持参または郵送等により提出してください。製品パンフレット・カタログや補足資料は、可能な限りA4版サイズに拡大または縮小してください。

イ データで提出する場合

電子ファイルをメールに添付して提出してください。ファイル形式は原則としてPDFとし、必要に応じてパスワードを設定してください。メール1通当たりの添付ファイルの容量は概ね10MB以下となるようにしてください。1つのファイルが10MBを超えるなどメールによる提出が困難な場合は、ファイル送信用のURLを案内しますので、事務局までご連絡ください。

（3）募集期間

令和6年（2024年）2月7日から令和6年（2024年）5月31日の間に事務局まで提出してください。（郵送の場合、当日消印有効。）

4 選定基準

ビワコプロダクツ選定基準は別紙のとおりです。

なお、必要に応じて、事業所等を訪問し、申請された製品・サービスの実物を確認させていただくことがあります。

5 選考結果

（1）選考結果の通知

選考結果は、令和6年（2024年）9月頃に各申請企業等に対し書面等により通知する予定です。

（2）選定証の授与等

選定された「ビワコプロダクツ」については、滋賀県のホームページ等で公表するとともに、選定証を授与します。

6 申請者の要件等を満たさなくなった場合の手続き

(1) 企業等による報告

ビワコプロダクツを提供する企業等は、当該プロダクツの提供を廃止したときや、選定基準および本募集要項に定める申請者の要件を満たさなくなったときは、文書により、速やかに県へ報告してください。

(2) 選定取り消し

以下に該当する場合、県は選定を取り消します。

- ア 事業の継続が困難となるなどし、ビワコプロダクツの提供が廃止されたとき
- イ ビワコプロダクツを提供する企業等（事業体として申請した場合は、当該事業体を構成する企業等）またはその役員が暴力団もしくは暴力団員に該当することとなったとき、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有することとなったとき
- ウ 選定基準および本募集要項に定める申請者の要件を満たさなくなったとき
- エ ビワコプロダクツに係る申請内容に重大な虚偽があることが判明したとき
- オ その他選定を取り消すべきと判断される場合

7 その他

(1) お問い合わせ先（事務局）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課企画・環境学習係
電話番号 : 077-528-3453
FAX番号 : 077-528-4844
メールアドレス : de0002@pref.shiga.lg.jp

(2) アンケート等への協力

今後の水環境ビジネスの展開支援にあたり、ビワコプロダクツを扱う企業等に対してアンケート等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。